

別添 1

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定

大阪府道高速大阪池田線等に関する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大阪府道高速大阪池田線等に関し、機構法第12条第1項の機構の業務及び道路会社法第5条第1項第1号又は第2号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

（協定の対象となる高速道路の路線名）

第3条 本協定の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- （1）大阪府道高速大阪池田線
- （2）大阪府道高速大阪守口線
- （3）大阪府道高速大阪東大阪線
- （4）大阪府道高速大阪松原線
- （5）大阪府道高速大阪堺線
- （6）大阪府道高速大阪西宮線
- （7）大阪府道高速湾岸線
- （8）大阪府道高速大和川線
- （9）大阪府道高速道路森小路線
- （10）大阪府道高速道路西大阪線
- （11）大阪府道高速道路淀川左岸線
- （12）兵庫県道高速大阪池田線
- （13）兵庫県道高速神戸西宮線
- （14）兵庫県道高速大阪西宮線
- （15）兵庫県道高速湾岸線

- (16) 神戸市道高速道路2号線
- (17) 兵庫県道高速北神戸線
- (18) 神戸市道高速道路北神戸線
- (19) 神戸市道高速道路湾岸線のうち上り線については神戸市垂水区名谷町字入野から同区名谷町字権行司1183番2までの区間及び下り線については同区名谷町字入野から同区下畑町字松山1775番2までの区間

(工事の内容)

第4条 会社が行う高速道路の管理のうち、新設又は改築に係る工事の内容は、別紙1-1から別紙1-9までのとおりとする。

- 2 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容は、別紙2のとおりとする。
- 3 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第14条第1項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 会社は、第2項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。
- 5 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額)

第5条 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1-1から別紙1-9までのとおりとする。

- 2 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のとおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙4のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号又は第6号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(無利子貸付けの貸付計画)

第7条 機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画は、別紙5のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けに係る貸付金の額は、機構が政府若しくは地方公共団体から受けた機構法第12条第1項第4号の出資金(会社の管理する高速道路に係る部分に限る。)又は地方公共団体から交付された同項第6号の補助金(災害復旧に係る部分を除き、会社の管理する高速道路に係る部分に限る。)に相当する額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

第8条 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

第9条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙6の額とする。

- 2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。
- 3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、支払うものとする。
- 4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。
- 5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。

6 会社は、前項の規定による延長期間までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第10条 毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

一 別紙7の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額

二 計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額

2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。

3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

（道路資産の貸付期間）

第11条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成62年9月30日までとする。

（料金の額及びその徴収期間）

第12条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間は、別紙8のとおりとする。

（維持、修繕その他の管理）

第13条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

- 2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

第14条 会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事(修繕に関する工事にあつては、あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同じ。)に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

- 2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に関する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

に係る助成対象基準額

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの額

- 3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に関する工事にあつては、別紙1-1から別紙1-9に記載の額とし、修繕に関する工事にあつては、第4条第3項の修繕工事計画書に記載の額とする。
- 4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額(会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。)の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。

申請に係る新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。

申請書に記載された事項が適正であること。

(道路資産の機構への帰属)

第15条 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。)第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書(以下「道路資産原簿等」という。)を機構に提出するものとする。

2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

(債務の引受け)

第16条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類(以下「証書類」という。)を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

(協定の変更)

第17条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。

3 前2項の規定による変更の申出があった場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第18条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則
本協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

阪神高速道路株式会社
代表取締役会長 田 中 宰

別紙 1 - 1

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線

(大阪府堺市築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府堺市築港八幡町 から
大阪府松原市三宅西七丁目 まで

(ロ) 延 長 9.1キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府堺市築港八幡町 から 大阪府堺市松屋大和川通三丁 まで	60	0.6	
大阪府堺市松屋大和川通三丁 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	80	8.5	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府堺市築港八幡町 から 大阪府松原市三宅西七丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

-

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル (土工部)
2.25メートル (橋梁部)
2.70メートル (掘割部)

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速湾岸線	堺市築港八幡町付近	立体接続	三宝ジャンクション(仮称)
都市計画道路築港天美線	堺市築港八幡町付近	立体接続	三宝出入路(仮称)
一般国道26号	堺市鉄砲町付近	立体接続	鉄砲出入路(仮称)
大阪府道大阪和泉南線	堺市遠里小野町一丁目付近	立体接続	遠里小野出入路(仮称)
大阪府道大阪高石線	堺市北花田町三丁目付近	立体接続	常磐西出入路(仮称)
大阪府道大阪高石線	堺市常磐町三丁目付近	立体接続	常磐東出入路(仮称)
都市計画道路堺松原線	松原市天美北一丁目付近	立体接続	天美出入路(仮称)

(4) 工事予算 275,638百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 大阪府堺市築港八幡町から大阪府堺市常磐町一丁まで
平成11年10月15日

ロ 大阪府堺市常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで
平成25年4月1日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

工事の完成予定年月日

平成27年3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

247,922百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 238,062百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 2

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大和川線

(大阪府松原市三宅西七丁目から大阪府松原市三宅中八丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大和川線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府松原市三宅西七丁目 から
大阪府松原市三宅中八丁目 まで

(ロ) 延 長 0.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第1級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	80	0.6	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府松原市三宅西七丁目 から 大阪府松原市三宅中八丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

-

(リ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都市計画道路堺松原線	松原市三宅西七丁目付近	立体接続	三宅西出入路(仮称)
大阪府道高速大阪松原線	松原市三宅中八丁目付近	平面接続	三宅ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算 1,674百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

平成24年 4月 1日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

工事の完成予定年月日

平成25年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,739 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,654 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 3

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線

(大阪府大阪市此花区島屋二丁目から大阪府大阪市此花区高見一丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から
大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで

(ロ) 延長 4.3キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	60	4.3	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区島屋二丁目 から 大阪府大阪市此花区高見一丁目 まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	-	-	1.25 又は 1.75	0.75	2.00 又は 2.50	
トンネル部分	-	-	1.25 又は 1.75	0.75	2.00 又は 2.50	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
此花大橋	大阪市此花区北港二丁目付近	立体接続	北港東出入路(仮称)
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区島屋二丁目付近	平面接続	本線
大阪市道恩貴島尼崎線	大阪市此花区島屋一丁目付近	立体接続	正蓮寺川出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	大開出入路(仮称)
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算 277,779百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手年月日
昭和63年 2月10日

工事の完成予定年月日
平成25年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

144,998 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 139,553 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 4

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪市道高速道路淀川左岸線

(大阪府大阪市此花区高見一丁目から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪市道高速道路淀川左岸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 大阪府大阪市此花区高見一丁目 から
大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで

(ロ) 延 長 4.4キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第2種第2級（道路構造令）

(ハ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	60	4.4	

(ニ) 設計自動車荷重 245 kN（B活荷重）

(ホ) 車線の幅員 3.25メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
大阪府大阪市此花区高見一丁目 から 大阪府大阪市北区豊崎六丁目 まで	4車線	4車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工（掘割）部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	-	-	1.25	0.75	2.00	

(チ) 付加車線の標準幅員

-

(リ) 中央帯の標準幅員

2.00メートル

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市此花区高見一丁目付近	立体接続	海老江ジャンクション(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区大開四丁目付近	立体接続	海老江北出路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市福島区海老江六丁目付近	立体接続	海老江北入路(仮称)
大阪都市計画道路西野田中津線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀出路(仮称)
大阪府道堂島十三線	大阪市北区大淀北一丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道176号(十三ハイパス)	大阪市北区中津七丁目付近	立体接続	大淀入路(仮称)
一般国道423号(新御堂筋)	大阪市北区豊崎七丁目付近	立体接続	豊崎第1出入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第1入路(仮称)
大阪都市計画道路淀川南岸線	大阪市北区豊崎六丁目付近	立体接続	豊崎第2出入路(仮称)

(4) 工事予算 9,077百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

- イ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84-19から大阪府大阪市此花区高見一丁目84-12まで
昭和63年 2月10日
- ロ 大阪府大阪市此花区高見一丁目84-12から大阪府大阪市北区豊崎六丁目まで
平成31年 4月 1日
 - ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定日とは、全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう

工事の完成予定年月日

平成33年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,968 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,554 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 5

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

神戸市道高速道路2号線

(兵庫県神戸市長田区南駒栄町から兵庫県神戸市長田区蓮池町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 神戸市道高速道路2号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から
兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで

(ロ) 延 長 2.2キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第2種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	60	2.2	

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(ニ) 車線の幅員 3.25メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
兵庫県神戸市長田区南駒栄町 から 兵庫県神戸市長田区蓮池町 まで	4車線	4車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位：メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	1.25	0.75	2.00	
橋梁高架部分	-	-	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員

-

(チ) 中央帯の標準幅員

-

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市長田区西尻池町付近	立体接続	湊川ジャンクション(仮称)
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町付近	平面接続	本線

(4) 工事予算 143,238百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手年月日
平成 3年12月13日

工事の完成予定年月日
平成23年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

68,396 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 66,565百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 6

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪守口線（改築）（守口JCT(仮称)）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪守口線

(2) 工事の箇所 大阪府守口市大日町付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	守口市大日町付近	立体接続	守口ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算 7,917百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日
平成19年 4月 1日

工事の完成予定年月日
平成26年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,626 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,195 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 7

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

大阪府道高速大阪松原線（改築）（松原 J C T 改良）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 大阪府道高速大阪松原線

(2) 工事の箇所 大阪府松原市大堀付近

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
近畿自動車道天理吹田線	松原市大堀付近	立体接続	松原ジャンクション (北西方向連絡路追加)

(4) 工事予算 7,917百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日
平成19年 4月 1日

工事の完成予定年月日
平成27年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,593 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,148 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 8

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
大阪府道高速大阪池田線	大阪市西成区山王一丁目	池田市木部町	30.2
大阪府道高速大阪守口線	大阪市北区中之島一丁目	守口市大日町四丁目	10.8
大阪府道高速大阪東大阪線	大阪市港区港晴二丁目	東大阪市西石切町五丁目	19.7
大阪府道高速大阪松原線	大阪市西成区山王一丁目	松原市大堀五丁目	11.2
大阪府道高速大阪堺線	大阪市中央区高津一丁目	堺市翁橋町一丁	13.4
大阪府道高速大阪西宮線	大阪市西区西本町三丁目	大阪市西淀川区佃七丁目	7.0
大阪府道高速湾岸線	大阪市西淀川区中島二丁目	泉佐野市りんくう往来北	41.5
大阪市道高速道路森小路線	大阪市旭区中宮一丁目	大阪市旭区新森一丁目	1.3
大阪市道高速道路西大阪線	大阪市西成区南開二丁目	大阪市港区弁天五丁目	3.8
大阪市道高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港二丁目	大阪市此花区島屋二丁目	1.3
合 計			140.2

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び鋼上部工の疲労損傷対策を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルートの確保、通信容量の増大化、I P化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速度対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 28,239百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日
平成18年 4月 1日

工事の完成予定年月日
平成24年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33,177 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31,754 百万円) (消費税込み)

別紙 1 - 9

(協定第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号及び 3 号に定める協定記載事項)

阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）に関する 工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名及び工事の区間

(イ) 路線名	(ロ) 工事の区間		(ハ) 延長 (キロメートル)
	起点	終点	
兵庫県道高速大阪池田線	尼崎市戸ノ内	川西市小戸三丁目	2.6
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市須磨区月見山町三丁目	西宮市今津水波町	25.3
兵庫県道高速大阪西宮線	尼崎市東本町一丁目	西宮市今津水波町	7.3
兵庫県道高速湾岸線	神戸市東灘区向洋町東一丁目	尼崎市東海岸町	14.3
兵庫県道高速北神戸線	神戸市西区伊川谷町潤和	西宮市山口町下山口	32.3
神戸市道高速道路2号線	神戸市長田区蓮池町	神戸市須磨区白川	7.3
神戸市道高速道路北神戸線	神戸市北区有野町唐櫃	神戸市北区有野町有野	3.3
神戸市道高速道路湾岸線	神戸市垂水区名谷町	神戸市垂水区下畑町	1.2
合 計			93.6

(2) 工事方法

工事名	工事概要
防災・安全対策工等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県南部地震や新潟県中越地震クラスの大地震に備え、長大橋等の特殊橋梁及び橋梁上部工について耐震補強工事を実施する。 ・ 鋼橋脚及び鋼上部工の疲労損傷対策を実施し、構造物の安全性向上を推進する。 ・ 適切な道路管理等を行うべく、停電時のバックアップ機能、災害時の代替ルート確保、通信容量の増大化、IP化など通信基盤の機能向上を図るほか、軸重測定設備の高速度対応の整備を行う。 ・ 高速道路沿道に緩衝空間等を確保するなど、沿道環境対策を実施する。

(3) 工事予算 13,815百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日
平成18年 4月 1日

工事の完成予定年月日
平成24年 3月31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16,194百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15,467百万円) (消費税込み)

別紙2

(協定第4条第2項関連)
(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。
ただし、固定資産について支出する金額で、
当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額
その支出の時にける当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額
の何れかに該当するものに限る。(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容
1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

別紙 3

(協定第5条第2項関連)

(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	4,692
H19	4,399
H20	7,605
H21	7,868
H22	8,392
H23	10,712
H24	12,793
H25	14,105
H26	14,165
H27	15,178
H28	15,172
H29	15,174
H30	15,175
H31	15,047
H32	15,051
H33	16,055
H34	16,061
H35	16,092
H36	16,098
H37	16,166
H38	16,172
H39	16,329
H40	16,331
H41	16,335
H42	16,352
H43	17,565
H44	17,567
H45	17,640
H46	17,644
H47	17,647
H48	17,653
H49	17,653
H50	17,695
H51	17,934
H52	17,930
H53	17,935
H54	17,942
H55	17,940
H56	17,940
H57	17,940
H58	17,940
H59	17,940
H60	17,952
H61	17,951
H62	12,199

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)

(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(百万円、消費税込み)

債務引受限度額	3,070
---------	-------

無利子貸付けの貸付計画

阪神高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(百万円)

年度	無利子貸付計画額
H18	15,572
H19	20,139
H20	21,536
H21	23,318
H22	28,216
H23	25,000
H24	23,900
H25	15,000
H26	9,200
H27	0
H28	0
H29	0
H30	0
H31	1,400
H32	1,800
H33	0
H34	0
H35	0
H36	0
H37	0
H38	0
H39	0
H40	0
H41	0
H42	0
H43	0
H44	0
H45	0
H46	0
H47	0
H48	0
H49	0
H50	0
H51	0
H52	0
H53	0
H54	0
H55	0
H56	0
H57	0
H58	0
H59	0
H60	0
H61	0
H62	0

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

阪神高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(百万円、消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	147,723	19,829	111,997	4,206	107,791
H 1 9	146,986	19,718	111,371	4,182	107,189
H 2 0	146,498	19,644	110,956	4,167	106,790
H 2 1	149,386	20,079	113,410	4,259	109,151
H 2 2	153,815	20,745	117,172	4,400	112,772
H 2 3	160,860	21,804	123,157	4,625	118,532
H 2 4	168,410	22,940	129,571	4,866	124,705
H 2 5	176,075	24,093	136,082	5,110	130,972
H 2 6	183,089	25,148	142,040	5,334	136,707
H 2 7	192,245	26,525	149,818	5,626	144,193
H 2 8	198,278	27,432	154,944	5,818	149,125
H 2 9	204,476	28,364	160,209	6,016	154,193
H 3 0	209,373	29,101	164,369	6,172	158,196
H 3 1	216,596	30,187	170,505	6,403	164,102
H 3 2	222,043	31,006	175,132	6,576	168,555
H 3 3	221,812	30,972	174,936	6,569	168,367
H 3 4	222,139	31,021	175,213	6,580	168,634
H 3 5	223,112	31,167	176,040	6,611	169,429
H 3 6	222,202	31,030	175,267	6,582	168,685
H 3 7	221,835	30,975	174,955	6,570	168,385
H 3 8	221,434	30,915	174,615	6,557	168,058
H 3 9	221,847	30,977	174,965	6,570	168,395
H 4 0	220,962	30,844	174,214	6,542	167,672
H 4 1	220,615	30,792	173,919	6,531	167,388
H 4 2	220,075	30,710	173,460	6,514	166,946
H 4 3	219,841	30,675	173,261	6,506	166,755
H 4 4	218,099	30,413	171,781	6,451	165,331
H 4 5	217,011	30,249	170,857	6,416	164,441
H 4 6	216,340	30,149	170,287	6,395	163,893
H 4 7	215,854	30,075	169,874	6,379	163,495
H 4 8	214,160	29,821	168,435	6,325	162,110
H 4 9	213,165	29,671	167,590	6,293	161,297
H 5 0	211,941	29,487	166,550	6,254	160,296
H 5 1	211,763	29,460	166,399	6,249	160,151
H 5 2	210,158	29,219	165,036	6,197	158,838
H 5 3	209,091	29,058	164,129	6,163	157,966
H 5 4	208,095	28,909	163,283	6,132	157,152
H 5 5	207,913	28,881	163,128	6,126	157,003
H 5 6	206,308	28,640	161,765	6,075	155,690
H 5 7	205,106	28,459	160,744	6,036	154,708
H 5 8	204,284	28,335	160,046	6,010	154,036
H 5 9	204,066	28,303	159,860	6,003	153,857
H 6 0	202,518	28,070	158,545	5,954	152,592
H 6 1	201,758	27,955	157,900	5,929	151,970
H 6 2	81,361	11,042	62,370	2,342	60,027

計画料金収入の額

阪神高速道路株式会社における計画料金収入

(百万円、消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	189,911
H 1 9	190,640
H 2 0	191,065
H 2 1	195,062
H 2 2	199,704
H 2 3	206,196
H 2 4	212,302
H 2 5	219,294
H 2 6	225,531
H 2 7	235,804
H 2 8	240,937
H 2 9	246,975
H 3 0	252,175
H 3 1	258,643
H 3 2	264,381
H 3 3	264,981
H 3 4	265,148
H 3 5	266,041
H 3 6	265,049
H 3 7	264,784
H 3 8	264,519
H 3 9	264,979
H 4 0	263,990
H 4 1	263,726
H 4 2	263,463
H 4 3	263,128
H 4 4	261,359
H 4 5	260,314
H 4 6	259,272
H 4 7	258,943
H 4 8	257,202
H 4 9	256,174
H 5 0	255,149
H 5 1	254,825
H 5 2	253,112
H 5 3	252,099
H 5 4	251,091
H 5 5	250,772
H 5 6	249,086
H 5 7	248,090
H 5 8	247,098
H 5 9	246,783
H 6 0	245,125
H 6 1	244,144
H 6 2	121,581

別紙 8

(協定第 12 条関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 7 号に定める協定記載事項)

料金の額及びその徴収期間

料金の額及びその徴収期間

〔 1 〕 料金の額

1 均一料金の額

(1) 阪神高速道路における阪神東線（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（1）から（6）、（7）のうち大阪市西淀川区中島二丁目地先から泉大津市臨海町一丁目までの区間、（8）から（12）、（14）のうち西宮市武庫川町から尼崎市東本町一丁目までの区間及び（15）のうち西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町地先までの区間をいう。以下同じ。）、阪神西線（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（13）、（14）のうち西宮市今津水波町から同市武庫川町までの区間、（15）のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間及び（16）から（19）の路線をいう。以下同じ。）並びに阪神南線（本協定第3条に規定する高速道路の路線名中、（7）のうち泉大津市臨海町一丁目から泉佐野市りんくう往来北までの区間をいう。以下同じ。）の通常料金の額は、それぞれ1回の通行につき、次のとおりとする。

大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕

阪神東線にあつては1台につき 1,400円

阪神西線にあつては1台につき 1,000円

阪神南線にあつては1台につき 1,000円

普通車（大型車以外の自動車をいう。以下同じ。）

阪神東線にあつては1台につき 700円

阪神西線にあつては1台につき 500円

阪神南線にあつては1台につき 500円

(2) 次の表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間は、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。

路線名		特定料金の徴収区間	特定料金	
			大型車	普通車
特定 区間	兵庫県道高速大阪西宮線	西宮市武庫川町から尼崎市道意町まで	300円	150円
	大阪府道高速湾岸線	泉大津市臨海町一丁目から同町三丁目地先まで		
特定 区間	大阪府道高速大阪東大阪線	東大阪市荒本北から同市西石切町五丁目まで	400円	200円
	大阪府道高速湾岸線	高石市高砂一丁目から泉大津市臨海町一丁目まで		
	大阪府道高速道路西大阪線	大阪市大正区三軒家東三丁目から同市港区弁天五丁目まで		
	兵庫県道高速湾岸線	西宮市鳴尾浜一丁目から尼崎市東海岸町まで		
	兵庫県道高速神戸西宮線及び 兵庫県道高速大阪西宮線	西宮市中浜町から同市武庫川町まで		
兵庫県道高速湾岸線	西宮市西宮浜一丁目から同市鳴尾浜一丁目まで			
特定 区間	大阪府道高速大阪池田線及び 兵庫県道高速大阪池田線	池田市桃園二丁目から同市木部町まで	600円	300円

(3) 次の表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記(1)の規定にかかわらず、当分の間は、それぞれ1回の通行につき同表の特定料金の欄に掲げるとおりとする。ただし、同表の区間のみを通行する自動車が、第二神明道路のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間を連続して通行する場合にあっては、同表の特定料金の欄に掲げる料金の額を、同表の区間のみの通行について阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が当該自動車から徴収する料金の額と第二神明道路のうち神戸市須磨区

月見山町三丁目から同市垂水区名谷町字前田までの区間又は同市垂水区名谷町字入野から同市西区伊川谷町井吹までの区間の通行について西日本高速道路株式会社が当該自動車から徴収する料金の額との合算額とみなす。

路線名	特定料金の徴収区間	特定料金		
		特大車	大型車	普通車
兵庫県道高速北神戸線及び 神戸市道高速道路湾岸線	神戸市西区伊川谷町潤和から同町井吹まで及び 同市垂水区名谷町字入野から同町字前田まで	700円	300円	200円

上の表の特大車、大型車及び普通車の種類は、別添 1 のとおりとする。

2 平成 20 年度以降の料金の額

阪神高速道路の料金の額は、それぞれ 1 回の通行につき、次のとおりとするが、対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用に対する料金に上限を設定する等の負担軽減措置など、料金の設定等について改めて検討し、見直しを行うものとする。

(1) 対距離料金の額

1 キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する 1 キロメートル当たりの普通車の料金の額は、29.52 円とする。

利用 1 回に対して課する固定額

利用 1 回に対して課する普通車の料金の額は、276.19 円とする。

大型車の 1 キロメートル当たりの料金の額及び利用 1 回に対して課する固定額は、普通車の 2 倍とする。

(2) 適用方法

キロ程

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、大阪府道路公社又は神戸市道路公社の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の間のキロ程は、別添 2 のとおりとする。

出入口等間の料金の計算額

出入口等間の料金の計算額は、記 1 に定める出入口等間のキロ程に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L R + F$ (単位：円)

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等間のキロ程(単位：キロメートル)

R：1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

F：利用1回に対して課する固定額(単位：円)

(3) 消費税等の取扱い及び料金の単位

記(2) に定める方法により算出した車種ごとの出入口等間の料金の計算額に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

3 割引を適用する自動車及び割引率等

(1) 一般向けマイレージポイントサービスについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)第1条に規定する有料道路自動料金収受システム(以下「E T Cシステム」という。)を利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者の自動車をいう。ただし、無線通信による通行料金の納付を意図するも、事情により無線通信による通行料金の納付が不可能な場合には、E T Cカード(同令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。))が定めたE T Cシステム利用規程(平成17年10月1日)第2条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。)を使用して当該通行料金の納付を行った場合に、無線通信による通行料金の納付がなされたものとみなす。以下同じ。)のうち、E T Cカード(ただし、会社との契約に基づきE T Cカードを発行する者から貸与を受けたE T Cカード(以下「E T Cクレジットカード」という。))又はE T Cパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。)のうち会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

イ ポイントの付与

一のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する一通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヵ月の合計額に応じて、100円につき次の表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと 100円につき 3ポイント	10,000円以下の部分	0ポイント
	10,000円超～35,000円以下の部分	3ポイント
	35,000円超～70,000円以下の部分	5ポイント
	70,000円を超える部分	10ポイント

ロ ポイントによる割引

一のE T Cカードごとに付与されたポイントの累積数が500ポイント以上の場合に、100ポイントを100円分の通行料金に充当する還元額等に交換できるものとする。

ハ 弾力的なポイントの付与及び割引

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表又は記ロに定めるポイントによる割引を変更する場合には、あらかじめ機構に届出をする。

(2) 事業者向け多頻度割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cシステム取扱道路管理者（六会社及び公社等をいう。）から貸与を受けたE T Cカード（以下「E T Cコーポレートカード」という。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

イ 料金の額に応じた割引

一のE T CカードごとにE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額の1ヵ月の合計額（ただし、100円未満切り捨てとする。）に応じて、次の表のとおり割引率を適用する。

月額利用実績	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表を変更する場合には、あらかじめ機構に届出をする。

(3) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T C車（ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車及び記〔3〕2(6)により通行する自動車を除く。なお、社会政策上の理由により割引を適用する自動車を変更する場合には、あらかじめ機構に届出をする。）

割引率

イ 区分及び時間帯に応じた割引

E T Cカードを使用して次の表に定める区分及び時間帯にE T Cシステムを利用して無線通信により徴収する料金の額に対して同表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0:00以後～7:00前	5%
	11:00以後～16:00前	
	19:00以後～24:00前	
土曜日	0:00以後～24:00前	
日曜日・祝日	0:00以後～24:00前	

注) 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に定める休日及び会社が別に定める日とする。

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イに定める表の軽微な変更を行う場合には、あらかじめ機構に届出をする。

(4) E T C前納割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

E T Cクレジットカード(会社が別に定めるところにより、車載器(E T Cシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。)とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

割引率

利用可能額	料金（前払金）	割引率
10,500円	10,000円	約 5%
58,000円	50,000円	約14%

- (5) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

ETCコーポレートカード、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードを使用して通行料金の納付をETCシステムを利用して無線通信により行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記1(3)の区間のみを通行する自動車を除く。

割引率

料金の割引率は39パーセント以下とする。

- (6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ又は口の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

イ 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

□ 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

なお、上記自動車が ETC システムを利用して無線通信により通行料金の納付を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

割引率

割引率は 50 パーセント以下とする。

(7) 環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車
ETC 車のうち大型車

割引率

割引率は 20 パーセントとする。

割引を適用する区間

兵庫県道高速湾岸線のうち、神戸市東灘区向洋町東一丁目から西宮市鳴尾浜一丁目までの区間の一部を含む区間とする。ただし、通常料金を徴収する区間を通行する場合に限る。

(8) 湾岸線 2 線通し通行券については、以下のとおりとする。

阪神東線の通常料金を徴収する区間及び兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間を連続して通行する大型車については、次の割引率の通行券を発行する。

販売価格	割引率
2,200円	約8%

(9) 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

割引を適用する自動車

E T C車

割引率

割引率は50パーセント以下とし、個々の企画割引ごとに割引率を設定する。

割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに実施する期間を設定する。

割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化など社会政策上の目的又は阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに設定する。

事前の届出

個々の企画割引ごとに記 から記 までの内容について、あらかじめ機構に届出をする。

(10) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定する。

割引を適用する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する期間を限定する。

割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

事前の届出

個々の社会実験ごとに記 から記 までの詳細について、あらかじめ機構に届出をする。

(11) 割引相互間の適用関係

障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、一般向けマイレージポイントサービス及びE T C 前納割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。

E T C 路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引、時間帯割引、E T C 前納割引及び環境ロードプライシングの相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

イ 重複適用の有無

	マイレージ				…適用あり
多頻度	×	多頻度			×…適用なし
時間帯			時間帯		
前納	×	×		前納	
環境 R P					環境 R P

注)「マイレージ」は一般向けマイレージポイントサービス、「多頻度」は事業者向け多頻度割引、「時間帯」は時間帯割引、「前納」は E T C 前納割引、「環境 R P」は環境ロードプライシングをそれぞれ指すものとする。

ロ 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	環境ロードプライシング
2	時間帯割引
3	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引又は E T C 前納割引

〔 2 〕 料金の徴収期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。ただし、平成 18 年 4 月 1 日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成 62 年 9 月 30 日までとする。

〔 3 〕 その他

1 けん引自動車

けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が、被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合は、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合は、2台目以降の被けん引自動車について、1台につき、更に普通車の料金1台分を徴収する。

2 乗継について

阪神高速道路のうち次に定める路線又は区間を引き続いて通行する場合であって、乗継券を提出した自動車又はETCシステムに当該通行実績を記録したETC車については、当分の間、これを1回の通行とみなす。

- (1) 大阪府道高速大阪堺線と大阪府道高速湾岸線とが大阪府道高速大和川線によって接続するまでの間にあっては、大阪府道高速大阪堺線と大阪府道高速湾岸線のうち堺市大浜西町から泉大津市臨海町一丁目までの区間との間を引き続き利用する場合
- (2) 大阪府道高速大阪西宮線と大阪府道高速湾岸線とが大阪市道高速道路淀川左岸線によって接続するまでの間にあっては、大阪府道高速大阪西宮線と大阪府道高速湾岸線との間を引き続き利用する場合
- (3) 兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市須磨区月見山町三丁目から同市灘区岩屋南町までの区間と兵庫県道高速湾岸線との間を引き続き利用する場合
- (4) 兵庫県道高速神戸西宮線と兵庫県道高速北神戸線とを接続する阪神高速道路の路線が供用されるまでの間にあっては、兵庫県道高速神戸西宮線と兵庫県道高速北神戸線との間を引き続き利用する場合
- (5) 大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線から大阪府道高速大阪池田線のうち大阪市北区堂島浜から同区西天満までの区間へ引き続き利用する場合
- (6) 神戸市道高速道路2号線が兵庫県道高速神戸西宮線と接続するまでの間にあっては、神戸市道高速道路2号線と兵庫県道高速神戸西宮線との間を引き続き利用する場合

3 路線バス用回数通行券

次に定める回数通行券については、会社が別に定める日から発行を停止することとし、それまでの間は従前のとおりとする。

乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するもので、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものについては、次の表の種類及び割引率の回数通行券を発行する。

通常料金徴収区間

券の種類	通常料金徴収区間			
	阪神東線		阪神西線及び南線	
	販売価格	割引率	販売価格	割引率
100回券	85,650円	約39%	61,150円	約39%

記〔1〕1(2)に定める特定料金徴収区間

券の種類	特定料金徴収区間					
	特定区間		特定区間		特定区間	
	販売価格	割引率	販売価格	割引率	販売価格	割引率
100回券	18,350円	約39%	24,450円	約39%	36,700円	約39%

4 湾岸線通し割引券

次に定める通行券については、会社が別に定める日から発行を停止することとし、それまでの間は従前のとおりとする。

料金を徴収する全自動車で、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神西線の通常料金を徴収する区間、兵庫県道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間、大阪府道高速湾岸線のうち阪神東線の通常料金を徴収する区間及び大阪府道高速湾岸線のうち阪神南線の通常料金を徴収する区間を連続して通行するものについては、次の割引率の通行券を発行する。

普通車		大型車	
販売価格	割引率	販売価格	割引率
1,500円	約12%	3,000円	約12%

5 実施期日等

- (1) 阪神高速道路の料金については、平成 20 年度における会社が別に定める日以降は対距離料金の額を適用し、それまでは、均一料金の額を適用する。
- (2) 対距離料金の額の適用に当たっては、社会経済情勢、E T C の普及状況、社会実験の結果等を勘案し、長距離利用に対する料金に上限を設定する等の負担軽減措置、乗継の取扱い、環状線等路線の特性に応じた措置など、料金の設定等について検討し、見直しを行うものとする。
- (3) この協定事項中、E T C クレジットカード又は E T C パーソナルカードを使用して通行料金の納付を行う路線バスに対する記〔 1 〕 3 (5) に定める割引の適用については、会社が別に定める日から実施する。
- (4) この協定事項中、記〔 1 〕 3 (7) 及び同(8)に掲げる事項については、会社が別に定める日まで実施する。

特大車、大型車及び普通車の種類

本文中、記〔 1 〕 1 (3) に定める特大車、大型車及び普通車の種類は、以下のとおりとする。

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両

大型車	リ	普通貨物自動車 (車両総重量 8 トン以上 又は最大積載量 5 トン以上 で 3 車軸以下、及び車両 総重量が車両制限令第 3 条第 1 項第 2 号イに定 める値以下かつ 4 車軸)	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの (へに該当するものを除く。)、車両の総重量、長さ等が車両制限令(昭和36年政令第265号)第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレ ーラ用トラクタ(3 車軸)
	ヌ	乗合型自動車 (路線を定めて定期若し くは臨時に運行するもの 等)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者 であって当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株 式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が 同法第21条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ル	けん引自動車は普通車又 は大型車(2 車軸のも の)である連結車両	二又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2 車軸以上)との連結車両、へ又はトに該当 するけん引自動車と被けん引自動車(1 車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車 (2 車軸)と被けん引自動車(1 車軸)との連結車両
特大車	ヲ	普通貨物自動車 (4 車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの(リに該当するものを除く。)
	ワ	大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	カ	乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量 8 トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)
	ヨ	連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)

										松原JCT
										-
大阪府道高速大阪松原線 (14号松原線)										大堀
										1.3
										三宅JCT (仮称)
										-
										三宅
										-
										喜連瓜破
										0.8
										平野
										-
										駒川
										1.6
										文の里
										-
										阿倍野
										-
環状線・松原線分岐										天王寺
										0.6
										0.7
										-
										4.8
										-
										7.7
										-
										9.5
										-
										11.4
										12.1

														安治川
														-
														弁天町
														0.5
														大正西
														-
														大正東
														0.3
														北津守
														-
														国道26号
														-
														堺
														-
大阪府道高速大阪堺線・大阪市道高速道路西大阪線 (15号堺線・西大阪線)														住之江
														-
														玉出
														-
														津守
														2.1
														芦原
														-
														汐見橋
														-
環状線・堺線分岐														湊町
														0.0
														-
														-
														5.6
														-
														8.3
														-
														11.6
														-
														12.2
														-
														12.2

大阪府道高速大阪東大阪線 (16号大阪港線)							天保山・天保山JCT
							3.2
							波除
							-
							本田・九条
							0.7
							西長堀
							-
							大阪港線・神戸線分岐
							-
環状線・大阪港線分岐							阿波座
							0.4
							-
							0.9
							-
							1.5
							-
							2.0
							-
							6.4
							-
							6.9

			泉佐野南	りんくうJCT
		泉佐野北	-	-
	貝塚(南行)	1.9	4.1	5.0
貝塚(北行)	-	-	-	-
岸和田南(南行)	-	4.4	6.6	7.5
岸和田南(北行)	-	-	-	-
岸和田北	-	8.8	11.0	11.9
泉大津(南行)	-	11.1	13.3	14.2
泉大津(北行)	-	-	-	-
助松	-	13.8	16.0	16.9
高石	-	15.6	17.8	18.7
浜寺	-	-	-	-
石津	-	19.1	21.3	22.2
出島	-	-	-	-
大浜	-	21.9	24.1	25.0
三宝・三宝JCT(仮称:大和川線供用後)	-	24.5	26.7	27.6
三宝(大和川線供用まで)	-	-	-	-
南港南	-	27.0	29.2	30.1
南港中	-	-	-	-
南港北	-	-	-	-
天保山・天保山JCT	-	33.2	35.4	36.3
北港・北港JCT	-	35.3	37.5	38.4
中島	-	37.9	40.1	41.0
尼崎東海岸	-	-	-	-
尼崎末広	-	40.2	42.4	43.3
鳴尾浜	-	42.4	44.6	45.5
甲子園浜	-	-	-	-
西宮浜	-	45.7	47.9	48.8
南芦屋浜	-	-	-	-
深江浜	-	49.4	51.6	52.5
住吉浜・魚崎浜	-	51.9	54.1	55.0
六甲アイランド北	-	52.7	54.9	55.8

大阪市道高速道路淀川左岸線
(2号淀川左岸線)

			大開(仮称)	海老江JCT(仮称)・海老江北(仮称)	大淀(仮称)	豊崎第1・第2(仮称)
		正蓮寺川(仮称)	-	-	2.0	-
	馬屋・ユニバーサルシティ	-	2.0	3.2	5.2	7.0
北港西・北港JCT・北港東(仮称)	0.9	-	4.8	6.0	8.0	9.8

大阪府道高速大和川線
(大和川線(出入口名は仮称))

			常磐西	常磐東	天美	三宅西	三宅JCT
		遠里小野	-	-	1.5	-	0.2
	鉄砲	0.2	3.0	-	2.6	-	1.5
三宝・三宝JCT	2.6	2.8	5.6	-	5.6	-	3.0
					8.2	-	4.1
							-
							7.1
							9.7

